

大阪府が行う入札参加停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1条 本要領による苦情処理の対象となる入札参加停止等は、次に掲げるものとする。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）
- (2) 入札参加停止要綱に基づく警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第2条 本要領における期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従うものとする。

- 2 期間の末日が、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条の規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(入札参加停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3条 知事は、入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の通知において、理由を明らかにするものとする。

- 2 知事は、入札参加停止又は警告等（以下「入札参加停止等」という。）を行う場合には、当該入札参加停止等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第4条 入札参加停止等の措置を受けたもので当該措置について不服のあるもの（以下「苦情申立者」という。）は、様式第1号（以下「苦情申立書」という。）により、知事に苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情申立書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 苦情申立者の商号又は名称及び住所
- (2) 苦情申立てに係る入札参加停止等の措置
- (3) 苦情申立ての趣旨及び理由
- (4) 苦情申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次の掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 入札参加停止 当該入札参加停止の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）

(申立書面の補正)

第5条 知事は、苦情申立書に不備がある場合は、相当の期間を定めて、補正を命じることができる。

(証拠書類等の提出要求)

第6条 知事は、相当の期間を定めて、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を求めることができる。

- 2 苦情申立者は、前項の規定により、知事から証拠書類等の提出を求められたときは、

指定された期間内に提出しなければならない。

（苦情申立てに対する回答）

第7条 知事は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に様式第2号（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、第5条の規定により補正を命じたとき又は前条の規定により証拠書類等の提出を求めたときは、補正されたと認める日又は証拠書類等を受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

（苦情申立ての却下）

第8条 知事は、第4条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内にその申立を却下することができる。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対し様式第3号（以下「却下通知書」という。）により通知する。

（再苦情申立てについての教示）

第9条 知事は、第7条第1項の規定による回答又は前条第1項の規定による却下をする場合には、回答書又は却下通知書に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第10条 知事は、第7条第1項の規定による回答をしたときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものとする。

2 公表の期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

（再苦情申立て）

第11条 第7条第1項の規定による回答に不服があるもの又は第8条第1項の規定による却下に不服があるもの（以下「再苦情申立者」という。）は、知事に対して様式第4号（以下「再苦情申立書」という。）により、再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

（1）入札参加停止 当該入札参加停止の期間内（第7条第1項の規定による回答の翌日から当該入札参加停止の終期までの期間が7日（休日を含まない。）を下回る場合にあっては、第7条第1項の規定による回答の翌日から7日以内（休日を含まない。）

（2）警告等 第7条第1項の規定による回答の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）

（苦情申立手続きの準用）

第12条 第5条及び第6条の規定は、再苦情申立ての手續に準用する。

(入札監視等委員会に審議依頼)

第 13 条 知事は、再苦情申立てがあったときは、速やかに入札監視等委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第 14 条 知事は、再苦情申立てを行ったものに対し、入札監視等委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に、様式第 5 号（以下「審議結果通知書」という。）により回答するものとする。

2 前項の規定による回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

(2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い知事が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第 15 条 知事は、第 11 条第 2 項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第 16 条 知事は、第 14 条第 1 項の規定による回答をしたときは、再苦情申立書及び審議結果通知書を速やかに公表するものとする。

2 公表の期間は、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

苦 情 申 立 書

年 月 日

大阪府知事 様

1 苦情申立者の商号又は名称及び住所

住所

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

2 苦情申立ての対象となる入札参加停止等

入札参加停止等の措置日

文書番号

3 苦情申立ての趣旨及び理由

(不服の理由について分かりやすく具体的にかつ明確に記載して下さい。)

4 3の主張の根拠となる事項

(添付書類がある場合はその名称を記載して下さい。)

(お知らせ)

大阪府が行う入札参加停止等措置に係る苦情処理手続要領に基づき、第7条第1項の規定による回答をしたときは、本書及び添付書類を公表します。

○ 第 ○ 号
年 月 日

住所

商号又は名称

代表者○○○○○ 様

大阪府知事

回 答 書

○○年○○月○○日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象とされた入札参加停止等
入札参加停止等措置日
文書番号
- 2 苦情申立ての趣旨及び理由
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容

教示（再苦情申立てについて）

この回答書による説明に不服がある方は、当該入札参加停止の期間内（当該入札参加停止の終期までの期間が7日（休日を含まない。）を下回る場合には、この回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。））に、再苦情申立書（別紙様式）により知事に再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、大阪府入札監視等委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に大阪府入札監視等委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは大阪府入札監視等委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い知事が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答行った書面を回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下します。

【再苦情申立書提出期間】

〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

【再苦情申立書提出場所】

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目
大阪府総務部契約局〇〇課〇〇グループ
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

○ 第 ○ 号
年 月 日

住所

商号又は名称

代表者○○○○○ 様

大阪府知事

却 下 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付で（再）苦情申立てがあった件について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

- 1 （再）苦情申立ての対象とされた入札参加停止等
入札参加停止等措置日
文書番号
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 却下理由

教示（再苦情申立てについて）

この回答書による説明に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、再苦情申立書（別紙様式）により知事に再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、大阪府入札監視等委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に大阪府入札監視等委員会から審議結果の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは大阪府入札監視等委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い知事が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行った書面を回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下します。

【再苦情申立書提出期間】

〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）までの休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

【再苦情申立書提出場所】

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目
大阪府総務部契約局〇〇課〇〇グループ
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

再 苦 情 申 立 書

○年○月○日

大阪府知事 様

1 再苦情申立者の住所氏名

住所

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

2 再苦情申立ての対象となる入札参加停止等

入札参加停止等措置日

文書番号

3 再苦情申立ての趣旨及び理由

(不服の理由について分かりやすく具体的にかつ明確に記載して下さい。)

4 3の主張の根拠となる事項

(添付書類がある場合はその名称を記載して下さい。)

(お知らせ)

大阪府が行う入札参加停止等措置に係る苦情処理手続要領第14条第1項の規定による回答をしたときは、本書及び添付書類を公表します。

○ 第 ○ 号
年 月 日

住所

商号又は名称

代表者○○○○○ 様

大阪府知事

審 議 結 果 通 知 書

○○年○○月○○日付けで再苦情申立てがあった件について、下記のとおり通知します。

記

1 再苦情申立ての対象とされた入札参加停止等
入札参加停止等措置日
文書番号

2 再苦情申立ての趣旨及び理由

3 2の主張の根拠とされた事項

4 審議結果

※ 申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは、申立てが認められたこと及びこれに伴い知事が講じようとする措置の概要を記載する。